

2025 年 7 月 29 日

USEN 少額短期保険株式会社

令和 7 年台風第 8 号にかかる災害に伴う被害を受けられました皆さまへ

令和 7 年沖縄県で発生した台風第 8 号に伴う災害等により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025 年 7 月 29 日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
沖縄県	島尻郡南大東村、島尻郡北大東村	7 月 27 日